

いすみ市犯罪被害者等見舞金等支給規則をここに公布する。

令和7年3月14日

いすみ市長 太 田 洋

いすみ市規則第3号

いすみ市犯罪被害者等見舞金等支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）であつて、当該行為による被害（以下「犯罪被害」という。）が警察への照会等により客観的に確認できるものをいう。
- (2) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第176条、第177条、第179条、第181条及び第241条の罪並びにこれらの罪の未遂罪に当たる行為をいう。
- (3) 傷病 医師の診断により、全治2週間以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (5) 市民 本市に住所を有する者をいう。
- (6) 遺族 犯罪により死亡した者の死亡時において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）
 - イ 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族（子については、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）
- (7) 家族 犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の二親等以内の親族

(遺族見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪により死亡した者の遺族に対し、遺族見舞金を支給する。

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が、当該傷病見舞金の支給の原因と同一の事由に起因して死亡した場合は、同項に規定する遺族見舞金の額から当該傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。

(遺族見舞金の支給対象者)

第4条 前条に規定する遺族見舞金の支給対象者は、遺族のうち、犯罪により死亡した者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する市民であって、かつ、第3項の規定による第1順位のものとする。

(1) 犯罪により死亡した者の配偶者

(2) 犯罪により死亡した者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪により死亡した者の死亡時において、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪により死亡した者の死亡当時、当該犯罪により死亡した者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子とし、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給対象者の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、第1順位の遺族が当該遺族見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該遺族見舞金の申請をすることができない。

4 遺族見舞金の支給を受ける同順位の遺族が2人以上あるときは、その者の中から選定された代表者に対して当該遺族見舞金を支給するものとする。

(傷病見舞金の支給)

第5条 市長は、犯罪により傷病を負った犯罪被害者に対し、傷病見舞金を支給する。

2 傷病見舞金の額は、次の各号に掲げる傷病の程度に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 全治2週間以上1月未満 3万円

(2) 全治1月以上3月未満 5万円

(3) 全治3月以上 10万円

(傷病見舞金の支給対象者)

第6条 前条に規定する傷病見舞金の支給対象者は、犯罪により傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪発生時に市民である者とする。

(性犯罪見舞金の支給)

第7条 市長は、性犯罪の被害を受けた犯罪被害者に対し、性犯罪見舞金を支給する。ただし、当該犯罪被害者が、当該犯罪による被害につき、既に第5条に規定する傷病見舞金の支給を受けている場合は、支給しない。

2 性犯罪見舞金の額は、10万円とする。

(性犯罪見舞金の支給対象者)

第8条 前条に規定する性犯罪見舞金の支給対象者は、性犯罪の被害を受けた犯罪被害者であって、当該犯罪発生時に市民である者とする。

(見舞金の申請)

第9条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「見舞金申請者」という。）は、いすみ市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「見舞金申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の見舞金申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 見舞金申請者が、犯罪により死亡した者の死亡時において市民であることを証明することができる書類

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 見舞金申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 見舞金申請者が犯罪により死亡した者と事実上婚姻関係又は事実上養子縁組関係

と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ いすみ市犯罪被害者等遺族見舞金受給代表者申出書（様式第2号。第1順位の遺族が2人以上の場合に限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

（2） 傷病見舞金及び性犯罪見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪により傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪の被害を受けた犯罪被害者が、当該犯罪発生時に市民であることを証明する書類

イ 犯罪により傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、見舞金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができないと市長が認める場合は、当該見舞金申請者の家族等が代理人として申請することができる。

（家事等費用の助成）

第10条 市長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事等支援としてホームヘルプサービスを利用した場合は、その費用の一部を助成するものとする。

2 助成の額は、実費額とし、一の犯罪被害につき、5万円を限度とする。

3 助成の対象となるホームヘルプサービスの内容は、次に掲げるものとする。

（1） 調理、洗濯、掃除、買物等の家事

（2） 身体介護（食事、排せつ、入浴等の介助をいう。）

（3） 通院等の介助

（4） その他市長が必要と認めるもの

4 前項各号に掲げるサービスは、家事等支援としてホームヘルプサービスを提供する事業者が派遣するホームヘルパー等により実施されるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する居宅介護等のホームヘルプサービスに関する制度等を利用した場合の自己負担分の費用については、助成の対象としない。

（家事等費用の助成対象者）

第11条 前条に規定する費用助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、犯罪被害を受けたことにより、家事等に支障が生じていると認められるものとする。

- (1) 犯罪により死亡した者の遺族であつて、助成の申請時において市民であるもの
 - (2) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪の被害を受けた犯罪被害者であつて、助成の申請時において市民であるもの
 - (3) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者の家族又は性犯罪の被害を受けた犯罪被害者の家族であつて、助成の申請時において市民であるもの
- (転居費用の助成)

第12条 市長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居へ転居する場合は、その費用の一部を助成するものとする。

2 前項に規定する従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者
- (2) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために当該住居に居住することが困難となった者
- (3) いすみ市犯罪被害者等支援条例（令和7年いすみ市条例第1号）第2条第6号に規定する二次被害を受けた者又は同条第7号に規定する再被害を受けた者若しくは受けるおそれのある者
- (4) 犯罪による傷病、後遺障害、家族の死亡等により、従前の住居で従来の生活を維持することが困難となった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 助成の額は、実費額とし、一の犯罪被害につき、20万円を限度とする。

4 助成の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 引っ越しに係る運送費用及び荷造り、不用品の廃棄等のサービスに係る費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃及び原状回復に係る費用
- (3) その他市長が転居のために必要と認めるもの

5 前項第1号及び第2号に掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者等に支払ったものに限る。

(転居費用の助成対象者)

第13条 前条に規定する費用助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した者（死亡した時において市民であった者に限る。）の遺族であつて、当該犯罪発生時に市内において当該犯罪により死亡した者と同居していた者
- (2) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪の被害を受けた犯罪被害者であつて、当該犯罪発生時に市民であるもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(裁判手続に係る旅費等の助成)

第14条 市長は、犯罪被害者等が犯罪被害に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日（以下「公判期日等」という。）に出席した場合又は公判期日等に裁判所において傍聴した場合及び捜査機関等からの聴取等の呼出しに応じた場合は、公共交通機関の利用に伴う交通費及び車両の利用に伴う駐車場利用代金等並びに宿泊費（以下「旅費等」という。）を助成するものとする。

2 助成の額は、旅費等の実費額とし、一の犯罪被害につき、5万円を限度とする。

(裁判手続に係る旅費等の助成対象者)

第15条 前条に規定する費用助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した者（死亡した時において市民であった者に限る。）の遺族であつて、当該犯罪発生時に市内において当該犯罪により死亡した者と同居していた者
- (2) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪の被害を受けた犯罪被害者であつて、当該犯罪発生時に市民であるもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(助成金の申請)

第16条 第10条から前条までの規定による費用助成を受けようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、いすみ市犯罪被害者等助成金支給申請書兼請求書（様式第3号。以下「助成金申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の助成金申請書には、第10条、第12条又は第14条に規定する費用に係る領収書そ

の他の当該費用の支払の内容を証することができる書類及び次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家事等費用の助成 次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分ごとに掲げる書類

ア 第11条第1号に該当する遺族が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 助成金申請者が助成の申請時において市民であることを証明することができる書類

(イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(ウ) 助成金申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 助成金申請者が犯罪により死亡した者と事実上婚姻関係又は事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

イ 第11条第2号又は第3号に該当する犯罪被害者又は家族が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 助成金申請者が助成の申請時において市民であることを証明することができる書類

(イ) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

(ウ) 家族の申請にあつては、助成金申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 家族の申請にあつては、助成金申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係又は事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 転居費用の助成 次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分ごとに掲げる書類

ア 第13条第1号に該当する遺族が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 犯罪により死亡した者が、当該犯罪発生時に市民であり、かつ、助成金申請者と当該犯罪により死亡した者が当該犯罪発生時に同居していたことを証明することができる書類

- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 助成金申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 助成金申請者が犯罪により死亡した者と事実上婚姻関係又は事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (オ) その他市長が必要と認める書類

イ 第13条第2号に該当する犯罪被害者が申請するとき 次に掲げる書類

- (ア) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪の被害を受けた犯罪被害者が、当該犯罪発生時に市民であることを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

(3) 裁判手続に係る旅費等の助成 次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分ごとに掲げる書類

ア 前条第1号に該当する遺族が申請するとき 次に掲げる書類

- (ア) 犯罪により死亡した者が、当該犯罪発生時に市民であり、かつ、助成金申請者と当該犯罪により死亡した者が当該犯罪発生時に同居していたことを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 助成金申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 助成金申請者が犯罪により死亡した者と事実上婚姻関係又は事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (オ) その他市長が必要と認める書類

イ 前条第2号に該当する犯罪被害者が申請するとき 次に掲げる書類

- (ア) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪の被害を受けた犯罪被害者が、当該犯罪発生時に市民であることを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療

養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項の規定にかかわらず、助成金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができないと市長が認める場合は、当該助成金申請者の家族等が代理人として申請することができる。

(支給の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条、第5条及び第7条に規定する見舞金の支給―並びに第10条、第12条及び第14条に規定する費用の助成を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者、遺族又は家族が、当該犯罪被害につき、他の市町村から当該見舞金又は当該助成金と同種の支援を受けている場合
- (2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との間に親族関係があった場合
- (3) 犯罪被害者、遺族又は家族に、犯罪を誘発する行為、犯罪に関連する不正な行為又は当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 犯罪被害者、遺族又は家族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (5) 犯罪被害者、遺族又は家族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）である場合
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為。
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。
- (6) 犯罪被害者、遺族又は家族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金又は助成金を支給することが社会通念上適切でないとき市長が認める場合

(申請の期限)

第18条 第9条及び第16条の規定による申請は、犯罪が行われた日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第19条 市長は、第9条又は第16条の規定による申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、いすみ市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）又はいすみ市犯罪被害者等助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、見舞金申請者又は助成金申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、見舞金申請者又は助成金申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者及び遺族又は家族の続柄、居住の実態等を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定による支給を決定したときは、速やかに見舞金又は助成金を支給するものとする。

(見舞金等の返還)

第20条 市長は、見舞金又は助成金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に支給した見舞金又は助成金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により見舞金又は助成金の支給を受けたとき。

(2) 見舞金又は助成金の支給を行った後において第17条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪による被害について適用する。